

信託不動産の登記簿の記載例

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第 号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 東松山市元宿××× 磯野波平
2	所有権移転	平成27年11月5日 第 号	原因 平成27年11月5日信託 受託者 東松山市あずま町××× 磯野カツオ
	信託	余白	信託目録第 号

信託目録		調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第 号	平成27年11月5日 第 号	余白	
1. 委託者に関する事項	東松山市元宿××× 磯野波平		
2. 受託者に関する事項	東松山市あずま町××× 磯野カツオ		
3. 受益者に関する事項	東松山市元宿××× 磯野波平		
4. 信託条項	<p>信託の目的 受益者の資産の適切な管理及び有効活用を目的とする。</p> <p>信託財産の管理方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記手続を行うこととする。 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる建物を建設することができる。 <p>信託の終了事由 本件信託は、委託者兼受益者 磯野波平 が死亡したときに終了する。</p> <p>その他の信託条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、質入れその他担保設定すること及び分割することはできないものとする。 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 本件信託が終了した場合、残余の財産については、磯野カツオに帰属するものとする。 		